



ゲノム医療推進法基本計画WG（第4回）

# 「基本計画の策定に向けて」

2024年4月26日（金）

日本労働組合総連合会（連合）

総合政策推進局長 佐保 昌一

# ゲノム医療推進法の基本理念から



○ ゲノム医療の研究開発及び提供に係る施策を相互の有機的な連携を図りつつ推進することにより、幅広い医療分野における世界最高水準のゲノム医療を実現し、その恵沢を広く国民が享受できるようにすること

## →安心・安全な医療への公平なアクセスの確保を

○ ゲノム医療の研究開発及び提供には、子孫に受け継がれ得る遺伝子の操作を伴うものその他の人の尊厳の保持に重大な影響を与える可能性があるものが含まれることに鑑み、その研究開発及び提供の各段階において生命倫理への適切な配慮がなされるようにすること

## →倫理面含め今後の取り扱い・方向感への議論を

○ 生まれながらに固有で子孫に受け継がれ得る個人のゲノム情報には、それによって当該個人はもとよりその家族についても将来の健康状態を予測し得る等の特性があることに鑑み、ゲノム医療の研究開発及び提供において得られた当該ゲノム情報の保護が十分に図られるようにするとともに、当該ゲノム情報による不当な差別が行われることのないようにすること

## →差別禁止に向けた包括的な法的整備を